

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市国民健康保険税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市国民健康保険税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

## 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第3項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第4項ただし書中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第24条中「510,000円」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

(海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「ただし」の次に「、附則第16項の改正規定は平成28年1月1日から」を加え、「附則第16項の改正規定、同項」を「附則第16項」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。